

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年8月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デイリーポート新鮮館佐沼店  
登米市迫町佐沼字大網上17番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルニ 代表取締役 小野 文也  
気仙沼市東新城三丁目5番地2
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
変 更 (1)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 本吉郡唐桑町字港77番地の1	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾 本吉郡唐桑町字港77番地の1
変 更 (2)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾 本吉郡唐桑町字港77番地の1	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾 気仙沼市東新城三丁目5番地2
変 更 (3)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾 気仙沼市東新城三丁目5番地2	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 気仙沼市東新城三丁目5番地2
変 更 (4)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 気仙沼市東新城三丁目5番地2	株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝 気仙沼市東新城三丁目5番地2
変 更 (5)	株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝 気仙沼市東新城三丁目5番地2	株式会社マルニ 代表取締役 小野 文也 気仙沼市東新城三丁目5番地2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
変更 (1)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 本吉郡唐桑町字港 7 7 番地の 1	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮吾 本吉郡唐桑町字港 7 7 番地の 1
変更 (2)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮吾 本吉郡唐桑町字港 7 7 番地の 1	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮吾 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2
変更 (3)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮吾 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2
変更 (4)	株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 榮久男 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2	株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2
変更 (5)	株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2	株式会社マルニ 代表取締役 小野 文也 気仙沼市東新城三丁目 5 番地 2

4 変更の年月日

- (1) 平成 19 年 5 月 1 日  
(2) 平成 23 年 8 月 6 日  
(3) 令和 4 年 9 月 8 日  
(4) 令和 5 年 6 月 1 日  
(5) 令和 6 年 3 月 1 日

5 届出年月日

令和 6 年 7 月 1 7 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

7 縦覧期間

令和 6 年 8 月 6 日から令和 6 年 1 2 月 6 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。